

2023年1月30日

各 位

太陽生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に関連した特別お取扱いについて

このたびの、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられました皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い終息と、皆様のご健勝を心からお祈り申し上げます。新型コロナウイルス感染症に関連した特別お取扱いについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

【対象地域】 全国

**A. 保険金・給付金、満期保険金・年金、契約者貸付金等の簡易・迅速なお支払い**

お手続きの際、必要書類を一部省略させていただくなど簡易・迅速なお支払いをいたします。

**B. 入院給付金・保険金等のお支払い**

新型コロナウイルス感染症に罹患された場合で、入院による治療が必要であったにもかかわらず、医療機関の事情などによりただちにご入院できない等、必要な入院治療を受けられない場合などでも、医師の証明書等の提出により、入院給付金のお支払い対象(みなし入院)といたします。

なお、2022年9月26日以降、「みなし入院」の入院給付金のお支払い対象を重症化リスクの高い方々に変更しています。

※入院給付金等の特別取扱は、2023年1月30日時点の取扱いにつき、今後、法令の改正等により変更する可能性があります。

ケース	診断年月日	
	2022年9月25日まで	2022年9月26日以降
入院された場合 (約款における取扱)	○ ご請求対象	○ ご請求対象
宿泊・自宅療養された場合（特別取扱）	発生届の対象となる方 (4類型) <small>(※1)</small>	○ ご請求対象
	上記以外の方	○ ご請求対象
ご請求方法	<a href="https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/notice/download/news_article/pdf/20230130_1.pdf">https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/notice/download/news_article/pdf/20230130_1.pdf</a>	<a href="https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/notice/download/news_article/pdf/20230130_2.pdf">https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/notice/download/news_article/pdf/20230130_2.pdf</a>

(※1) 発生届の対象となる4類型

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与<sup>(※2)</sup>または新型コロナ罹患により酸素投与が必要と医師が判断する方
- ・妊娠中の方

(※2) 厚生労働省が定める特定の治療薬となり、ゾコーバ(エンシトレルビル)や解熱・鎮痛剤(カロナールやロキソニン等)、市販の風邪薬は含まれません。

新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡・高度障害状態に該当された場合は、下記をご覧ください。

【2020年5月1日\_新型コロナウイルス感染症に関する災害死亡保険金等のお支払いについて】

[https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/notice/download/press\\_article/2020/20200501.pdf](https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/notice/download/press_article/2020/20200501.pdf)

※ 2023年1月30日時点での取扱いであり、今後、法令の改正等により変更する可能性があります。

### C. 保険料払込猶予期間の延長

2021年7月12日以降にお申し出いただきました契約については、保険料のお払込を猶予する期間を当社が定める日から最長6ヵ月の範囲内(2022年1月末日まで)で延長いたします。

なお、延長後猶予期間の末日までに猶予期間分の保険料のお払込みが困難な場合には、2022年2月より継続して保険料をお払込みいただくことにより、猶予期間分の保険料の払込期限を2022年8月末日までといたします。

#### **D. 保険契約者からの申出による更新手続期間の延長**

2021年7月12日以降に満了となる保険契約につき、お申し出いただきました契約については、更新手続期間および更新後の保険料の払込猶予期間を当社が定める日から最長6ヵ月の範囲内（2022年1月末日まで）で延長いたします。

※上記C. D. につきましては、2023年1月30日現在取扱いを終了しております。

#### **E. 企業保険の対応**

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられましたお客様に対し、上記A. ～ D. に準じたお取扱いをいたします。

#### **F. 融資関係の取扱い**

##### **ア. 法人のお客様への融資**

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、当社の融資をご利用いただいている法人のお客様を対象に、ご返済条件の変更等につきまして個別にご相談を承ります。

##### **イ. 個人向け住宅融資**

アパルトローン・住宅ローンをご利用いただいているお客様を対象に、ご返済条件変更などにつきまして個別にご相談を承ります。

#### **【お問い合わせ先】**

##### **<お客様サービスセンター>**

電話番号：0120-97-2111

受付時間： 月～金 9：00～18：00

土・日 9：00～17：00

（祝日・年末年始（12/30～1/4）は休業します）

##### **<お客様専用インターネットサービス「マイページ」>**

「マイページ」ログイン選択画面（当社HP）

[https://www.taiyo-seimei.co.jp/tyody/dyg/mypage/login\\_select.html](https://www.taiyo-seimei.co.jp/tyody/dyg/mypage/login_select.html)

※マイページのご利用にあたっては、マイページ利用登録が必要となります。

以 上